## 基準22 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

- 1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、基準13、第1、第1項の規定の例によること。
- 2 水源の有効水量の算定及び材質については、基準13、第1、第2項及び第3項の規定の例によること。
- 3 配管は、基準 13、第 1 、第 4 項 (第 2 号、第 3 号及び第 10 号を除く。) の規定の例によるほか、次によること。
  - (1) 単口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 80 mm以上、双口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 100 mm以上とすること。
  - (2) 管の口径に対する流水量は、第22-1表によること。

第	22 -	1	表

管の呼び (mm)	管の許容水量 (L/min)
65 以上	350
100 以上	700

- 4 非常電源、配線等は、基準13、第1、第5項の規定の例によること。
- 5 耐震措置は、基準13、第1、第6項の規定の例によること。
- 6 屋外消火栓箱は、基準13、第1、第7項第1号から第4号までの規定の例によるほか、次によること。
  - (1) 屋外消火栓箱の上部又は屋外消火栓箱の扉表面の上端部に、取り付け面と 15 度以上の角度となる 方向に沿って 10m離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。◇
  - (2) 雨水又はねずみ等が侵入できない構造のもので、かつ、通気口を設けたものであること。◇
  - (3) 扉は、容易に全開することができる構造のものであること。◇
- 7 屋外消火栓は、次によること。
  - (1) 地上式とし、かつ、ホース接続口(差込式で、口径が 65 mmのもの) が屋外消火栓箱の内部に格納 されているものであること。◇
  - (2) 建築物の外壁に接して、出入口又は開口部付近に設けること。
  - (3) 令第19条第3項第1号の「建築物の各部分」とは、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分(地上1m程度)をいうものであること。
  - (4) 大規模な工場等で、屋外消火栓を令第19条第3項第1号の規定により設置した場合において、当該防火対象物の中央部に生ずるデッドスペースは、屋外消火栓設備の有効範囲内の部分とみなさず、屋内消火栓設備を設置すること。☆
- 8 ホース及び筒先は、基準13、第1、第8項第1号の規定の例によるほか、次によること。
  - (1) 1の屋外消火栓につき、呼称 65、長さ 20mのホース 2本以上及び筒先 1本以上を、屋外消火栓箱 に格納しておくこと。◇
  - (2) ノズルは、19 mmのスムースノズルとし、「結合金具の接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」(平成5年6月30日消防予第197号)の基準に適合するものとすること。 (R4 改正)

- 9 標識等は、次によること。
  - (1) 屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋外消火栓の使用方法を表示すること。
  - (2) 「ホース格納箱」及び「消火栓」の表示は、基準38によること。
- 10 消防用ホースの摩擦損失計算は、第22-2表によること。

第22-2表

ホースの摩持	察損失水頭表(100m当たり) [単位m]
呼称	ホース呼称
種別	呼称 65 のホース
流量 (L/min)	平ホース
350	4